

第56号議案

神戸市水道条例の一部を改正する条例の件

神戸市水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年6月19日提出

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市水道条例の一部を改正する条例

神戸市水道条例（昭和39年3月条例第46号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項に次の2号を加える。

(4) 法第16条の2第1項の指定をするとき。 1件につき 15,000円

(5) 法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき。 1件につき 15,000

円

第20条第2項中「前項」の次に「第1号から第3号まで」を加え、同条中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 第1項第4号及び第5号の手数料は、指定又は指定の更新の際、これを徴収する。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

理 由

水道法の改正による指定給水装置工事事業者の更新制導入に伴い、指定及び更新に係る手数料を設けるに当たり、条例を改正する必要があるため。

(参 考)

神戸市水道条例 ぬきがき

(____は、改正部分を示す。)

(現 行)

(改 正 案)

(手数料)

第20条 手数料は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める額を、申込者から徴収する。
この場合において、設計若しくは審査又は検査を行うに当たり、特別の費用を要するときは、その実費相当額を加算する。

(1)～(3) 略

2 前項_____の手料は、申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、申込みの後、徴収することができる。

3 略

(4) 法第16条の2第1項の指定をするとき。

1件につき 15,000円

(5) 法第25条の3の2第1項の指定の更新を

するとき。 1件につき 15,000円

第1号から第3号まで

3 第1項第4号及び第5号の手料は、指定又は指定の更新の際、これを徴収する。

4